

災害時の協力にかかる協定書

益子町社会福祉協議会(以下、「甲」という。)と_____ (以下、「乙」という。)は、益子町の地区内または周辺地域において地震、風水害その他の災害(以下、「災害」という。)が発生し、甲が災害ボランティアセンター(以下、「センター」という。)を設置するとき、もしくは設置しようとするときにおいて、乙が甲に対して行う協力に関し、つぎのとおり協定を締結する。

(協力)

第1条 乙は、甲から要請があったときは、やむを得ない事由がある場合を除き、次の各事項について協力するものとする。

- (1) 甲が設置するセンターの用に供するための施設(建物及び土地並びに付属する設備等)を、可能な範囲で貸与すること。
- (2) 甲が設置するセンターの運営に必要な車両を、可能な範囲で貸与すること。
- (3) 甲が設置するセンターの運営に必要な役務を、可能な範囲で提供すること。
- (4) 甲乙協議の上、センターの運営にあたり必要な事務機器、資材等で、乙が提供または貸与できるものがあるとき、可能な範囲で提供または貸与すること。

(協力要請の方法)

第2条 甲が、前条に定める協力を要請するときは、協力要請書(別紙)を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により口頭で要請することができるものとする。なお、災害の状況により、乙は甲に協力の要請の有無を確認するものとする。

(経費の負担)

第3条 甲は、第1条に定める協力により乙に経費が生じたときは、乙の請求により甲が負担する。当該経費の額の算定に当たっては、甲乙協議の上決定するものとする。

(注意義務)

第4条 甲は、第1条に定める協力により乙から貸与を受けたものの利用にあたっては、自己のものと同様の注意義務をもって利用するものとし、甲の重大な過失により当該貸与を受けたものを毀損あるいは滅失したときは、甲は乙にその損害を賠償する。

(疑義の解決)

第5条 この協定に定めのない事項またはこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

(協定の適用)

第6条 この協定は、その締結の日から効力が発生するものとし、有効期間は特に定めない。ただし、甲または乙から協定の解除の申し出があったときは申し出の時からこの協定の効力を失う。
なお、協定の解除の申し出は、書面をもってしなければならない。

以上のこの協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各1通を保有する。

年 月 日

栃木県芳賀郡益子町大字益子1532番地5

甲 社会福祉法人益子町社会福祉協議会

会 長

乙